

令和 7 年 2 月定例会議 提出案件説明会後の記者会見

次 第

1. 2月定例会議の提出案件の内容等について
令和7年2月定例会議提出案件
資料1 令和7年2月定例会議提出案件資料（条例案件等）
資料2 令和7年2月定例会議提出案件資料（予算案件）
2. その他

日時：令和7年2月12日（水） 10時00分より

場所：追手町第二庁舎 1階 大会議室

新庁舎多目的スペース等の利用について

総務部総務課

新庁舎供用開始後における多目的スペース等の当面の利用の考え方や利用方法等について説明するものです。

I 多目的スペース

市民及び団体等が利用するスペースとして位置付け、原則市の利用は行いません。ただし、市民及び団体等の利用に影響を及ぼさない範囲で、市が多目的スペースの一部を一時的に受付業務や臨時窓口などで使用することがあります。

1 利用内容

(1) 通常利用

- 来庁者や観光客等の待合や休憩所などで利用します。
- 障がい者就労支援として、市障がい者就労支援促進会議（チャレンジマーケットあいづ）が運営する売店を設けます。多目的スペース内は飲食を可能とします。
- ※ 打合せや会議等で独占的に利用することはできません。

(2) イベント等利用

- 多目的スペースを5つのエリアに区分します。多目的スペースの一部は通路となることから、平日は「別紙1：本庁舎配置図」①～④のエリアを利用可能エリアとして、⑤は待合や休憩スペースとして確保します。休日等は、①～⑤のすべてのエリアの利用を可能とします。
- 市民や団体等の活動の発表や作品の展示、コンサート（昼休み、時間外及び休日）などのイベントスペース等として利用します。
なお、コンサート等での利用に当たっては、市の業務等への影響を勘案して可否を判断します。
- ※ ワークショップやセミナーなど、広く市民等から意見を聴取したり、意見交換を行ったりする場としての利用は可能としますが、打合せや会議等での利用はできません。
- 市民や団体等の利用に影響を及ぼさない範囲で、市が多目的スペースの一部を一時的に受付業務や臨時窓口などで使用することがあります。
- 利用時間は、午前9時から午後7時までとします。
- 利用期間は、①講演会やイベント等での利用は3日間まで、②作品等の展示等での利用は7日間までとします。
- 利用料金は、無料とします。

2 申込方法

(1) 市民及び団体等利用

- 利用日の属する月の2ヶ月前（別紙2：「令和7年度市民受付・抽選会日程」）から申込を受け付けます。申込は、令和7年5月12日から7月利用分に係る受付を開始します。

- 申込受付・抽選会は、当日午前9時から申込を開始して、午前9時30分から抽選を開始します。
- まずは、先着順にくじを引き、抽選の順番を決めます。その結果、くじの番号が若い順に申込を行い、予約が埋まった時点で申込を終了します。
- 市民受付・抽選会により利用日時が決定した内容は、公共施設予約システムに反映します。公共施設予約システム反映日以降、空きがある場合は、利用日の3日前まで随時利用申込を受け付けます。
- 利用申込は、総務課又は公共施設予約システムのいずれかで行うこととします。当面は、総務課で申込を受け付けることとし、利用状況や予約状況を勘案しながら、公共施設予約システムでの受付開始時期を見定めていきます。

(2) 庁内利用

- 総務課で申込を受け付けることとし、利用日時、利用内容を確認の上、総務課で利用の可否を判断して、回答します。

II 市民ホール・正庁

多目的スペースと同様に、市民や団体等の活動の発表や作品の展示、コンサート（昼休み、時間外及び休日）などのイベントスペースとして利用します。加えて、市の儀式を行う際の正庁としての使用、その他市の事務事業等においても使用します。

1 利用内容

- 市民や団体等の活動の発表や作品の展示、コンサート（昼休み、時間外及び休日）などのイベントスペース等として利用します。
 なお、コンサート等での利用に当たっては、市の業務等への影響を勘案して可否を判断します。
 ※ ワークショップやセミナーなど、広く市民等から広く意見を聴取したり、意見交換を行ったりする場としての利用は可能としますが、打合せや会議等での利用はできません。
- 市の儀式や事務事業等で使用します。また、期日前投票所や税申告相談会場など、広く市民の皆様の利用が見込まれるものは、長期間の使用となる場合もあります。
- 利用時間は、午前9時から午後7時までとします。
- 利用期間は、①講演会やイベント等での利用は3日間まで、②作品等の展示等での利用は7日間までとします。
- 利用料金は、無料とします。

2 申込方法

(1) 市民及び団体等利用

- 利用日の属する月の2ヶ月前（別紙2：「令和7年度市民受付・抽選会日程」）から申込を受け付けます。申込は、令和7年5月12日から7月利用分に係る受付を開始します。
- 申込受付・抽選会は、当日午前9時から申込を開始して、午前9時30分から抽選を開始します。
- まずは、先着順にくじを引き、抽選の順番を決めます。その結果、抽選番号が若い順に申込を行い、予約が埋まった時点で申込を終了します。

- 市民受付・抽選会により利用日時が決定した内容は、公共施設予約システムに反映します。公共施設予約システム反映日以降、空きがある場合は、利用日の3日前まで随時利用申込を受け付けます。
- 市民受付・抽選会以降の利用申込は、総務課又は公共施設予約システムのいずれかで行うこととします。当面は、総務課で申込を受け付けることとし、利用状況や予約状況を勘案しながら、公共施設予約システムでの受付開始時期を見定めていきます。

(2) 庁内利用

- 総務課で申込を受け付けます。
- 市の事務事業等での利用を先行して予約します。市が先行予約できる期間は、1月あたり概ね2週間程度として、市民や団体等の利用可能な期間を確保します。
- 市民及び団体等の申込受付・抽選会以降、空きがあれば市において利用可能とします。

Ⅲ 旧館前広場

市民や団体等が主催するイベントスペースとして利用します。また、市の事務事業等や市が事務局となっている各種団体の事務事業等で使用します。（十日市、農産物等の直売、献血、検診、各種事業の出発式など）

なお、旧館前広場は、通常は車両の乗入を禁止します。イベント等で車両の乗入が必要な場合のみ乗入を認めます。

1 利用内容

- 市民や団体等の活動の発表や広く市民等の参加が見込まれるイベントスペース等として利用します。
 なお、コンサート等での利用に当たっては、周辺地域や市の業務等への影響を勘案して可否を判断します。
- 利用時間は、午前9時から午後7時までとします。
- 利用期間は、①講演会やイベント等での利用は3日間まで、②作品等の展示等での利用は7日間までとします。
- 利用料金は、無料とします。

2 申込方法

(1) 市民及び団体等利用

- 利用日の属する月の2ヶ月前（別紙2：「令和7年度市民受付・抽選会日程」）から申込を受け付けます。申込は、令和7年5月12日から7月利用分に係る受付を開始します。
- 申込受付・抽選会は、当日午前9時から申込を開始して、午前9時30分から抽選を開始します。
- まずは、先着順にくじを引き、抽選の順番を決めます。その結果、抽選番号が若い順に申込を行い、予約が埋まった時点で申込を終了します。
- 市民受付・抽選会により利用日時が決定した内容は、公共施設予約システムに反映します。公共施設予約システム反映日以降、空きがある場合は、利用日の3日前まで随時利用申込を受け付けます。

- 屋外イベント広場は、利用内容を確認して審査を行ったうえで、利用の可否を判断しますので、公共施設予約システムでの受付は行わず、総務課で受け付けることとします。

(2) 庁内利用

- 総務課で申込を受け付けます。
- 市の事務事業等での利用を先行して予約します。
- 先行予約の日時を公共施設予約システムに反映します。
- 市民及び団体等の申込受付・抽選会以降、空きがあれば市の利用を可能とします。

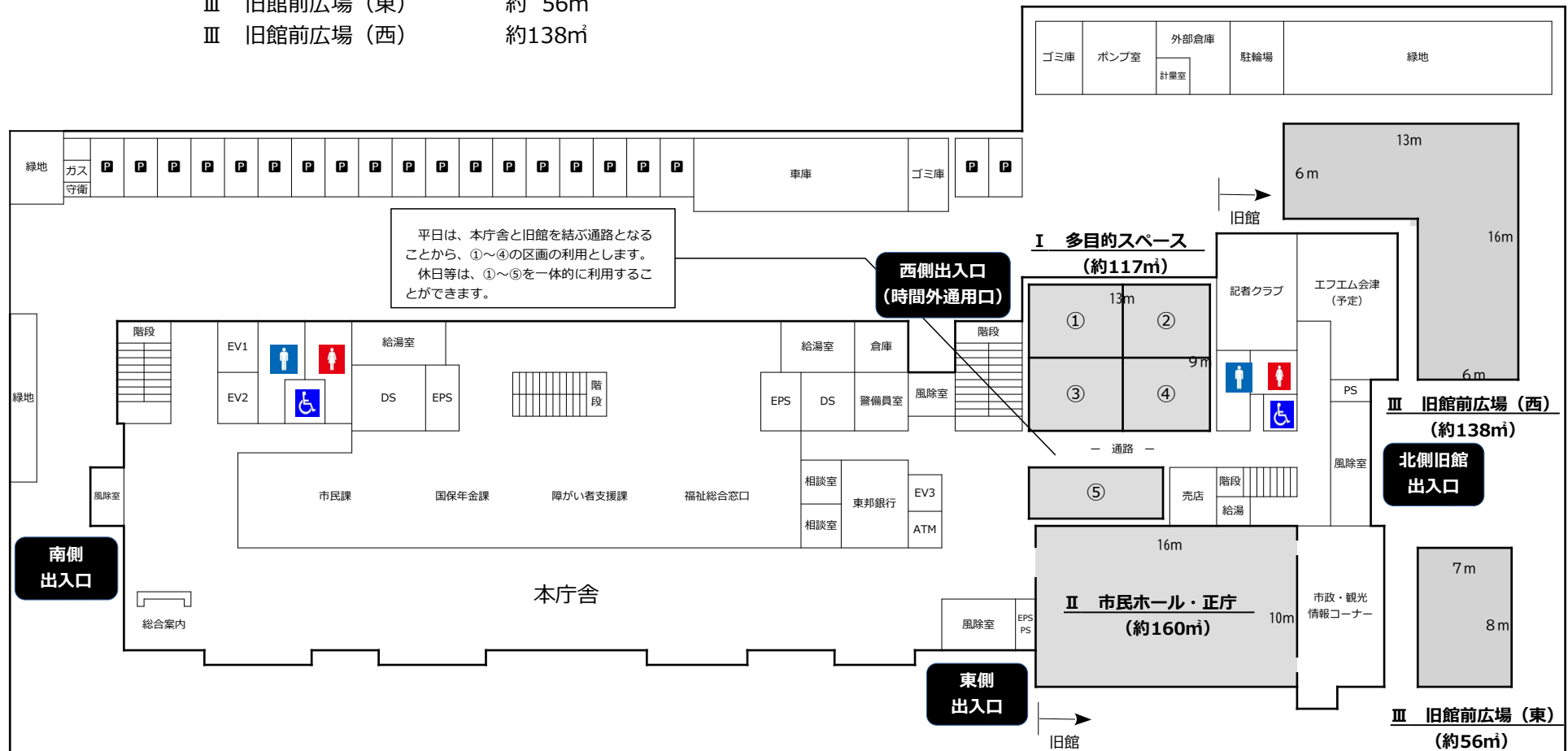
Ⅳ 今後の予定

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ○ 令和7年2月12日（水） | 記者会見 |
| ○ 令和7年2月13日（木） | 多目的スペース等の利用方法をホームページに掲載 |
| ○ 令和7年5月 | 市政だより5月号に掲載 |

本庁舎配置図

多目的スペース等の位置・面積

I	多目的スペース	約117㎡
II	市民ホール・正庁	約160㎡
III	旧館前広場（東）	約 56㎡
III	旧館前広場（西）	約138㎡



「令和 7 年度市民受付・抽選会日程及び公共施設予約システム反映日」

予約月	市民受付開始・抽選日	公共施設予約システム反映日
令和 7 年 7 月	令和 7 年 5 月 12 日（月）	令和 7 年 5 月 14 日（水）
令和 7 年 8 月	令和 7 年 6 月 5 日（木）	令和 7 年 6 月 6 日（金）
令和 7 年 9 月	令和 7 年 7 月 4 日（金）	令和 7 年 7 月 7 日（月）
令和 7 年 10 月	令和 7 年 8 月 5 日（火）	令和 7 年 8 月 6 日（水）
令和 7 年 11 月	令和 7 年 9 月 5 日（金）	令和 7 年 9 月 8 日（月）
令和 7 年 12 月	令和 7 年 10 月 3 日（金）	令和 7 年 10 月 6 日（月）
令和 8 年 1 月	令和 7 年 11 月 5 日（水）	令和 7 年 11 月 6 日（木）
令和 8 年 2 月	令和 7 年 12 月 5 日（金）	令和 7 年 12 月 8 日（月）
令和 8 年 3 月	令和 8 年 1 月 5 日（月）	令和 8 年 1 月 6 日（火）